

港湾調査の概要(現行)

調査の目的

港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的とする。

調査の概要

<調査票の種類> 甲種港湾調査票
乙種港湾調査票

<調査期日> 甲種港湾調査票による調査(甲種港湾調査):毎月末日
乙種港湾調査票による調査(乙種港湾調査):毎年12月末日

<調査対象> 甲種港湾 160港湾
乙種港湾 557港湾

※ 甲種港湾と乙種港湾は、海上運送網の拠点として位置付けられる重要性の高い港湾とそれ以外の港湾を区分して効率的に調査を実施するために、「港湾調査対象港湾基準」に基づいて入港船舶数や取扱貨物量等により区分されたもの。

<調査事項> 甲種港湾調査票:入港船舶、船舶乗降人員、海上出入貨物、
泊地係船岸及び本船荷役
乙種港湾調査票:入港船舶、船舶乗降人員及び海上出入貨物

<調査方法> 調査員調査 ※調査員の大半は港湾管理者である地方公共団体の職員

<調査の流れ> 国土交通省⇔都道府県⇔調査員⇔報告義務者

結果の公表

<主な集計事項>
甲種港湾調査:入港船舶、船舶乗降人員、海上出入貨物、泊地係船岸及び本船荷役
乙種港湾調査:入港船舶、船舶乗降人員及び海上出入貨物

<公表時期>
集計結果を港湾統計として、甲種港湾については月報及び年報、乙種港湾については年報として公表
月報:調査期日の翌日から2か月以内
年報:調査の年から1年以内

結果の利活用

- 港湾計画や社会資本整備重点計画、特定港湾施設整備事業基本計画等における、将来貨物量の推計等の基礎資料
- 国際コンテナ戦略港湾施策等、施策立案・評価における基礎資料 等



前回答申における課題及び新たなニーズ等

- 本調査の前回答申（平成 21 年 8 月 24 日）において、我が国港湾の利用実態をより適切に捉える観点から、5 年程度の周期で定期的に調査対象港湾の見直しを行うことが求められている。
- 「総合物流施策大綱（2013-2017）」（平成 25 年 6 月 25 日閣議決定）において社会資本の適切な維持管理・利用が求められていること等を踏まえ、港湾ターミナルの効率向上に向けた施設の整備や港湾周辺の臨港道路の整備の検討に資する情報を得ることが求められている。
- 報告者の利便性の向上や効率的な実施等を図る観点から、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）においてオンライン調査を推進することが求められている。



今回調査の改正のポイント

- 調査対象港湾の数について、甲種港湾調査票による調査（月次調査）は「160 港」から「161 港」に、乙種港湾調査票による調査（年次調査）は「557 港」から「533 港」にそれぞれ変更
〔甲種港湾調査票及び乙種港湾調査票〕
- 集計事項について、従来の TEU^(注) 単位換算のコンテナの取扱個数に、新たに TEU 単位換算前のコンテナ長さ別の取扱個数及びコンテナ種別の取扱個数を追加
〔甲種港湾調査票〕
(注) TEU (twenty-foot equivalent units) とは、コンテナの長さ 20 フィートを 1 TEU として表したコンテナの取扱個数の単位である。例えば、コンテナの長さが 9 フィート以上 11 フィート未満の場合は、10 フィート区分とし TEU 換算で 0.5 個、11 フィート以上 20 フィート未満の場合は、12 フィート区分とし TEU 換算で 0.6 個、20 フィート以上 24 フィート未満の場合は、20 フィート区分とし TEU 換算で 1.0 個といった形でコンテナの取扱個数を集計している。なお、1 フィート (ft) は 0.3048 メートルである。
- 調査方法について、従来の調査員調査に加え、新たにオンライン調査を導入
〔甲種港湾調査票及び乙種港湾調査票〕